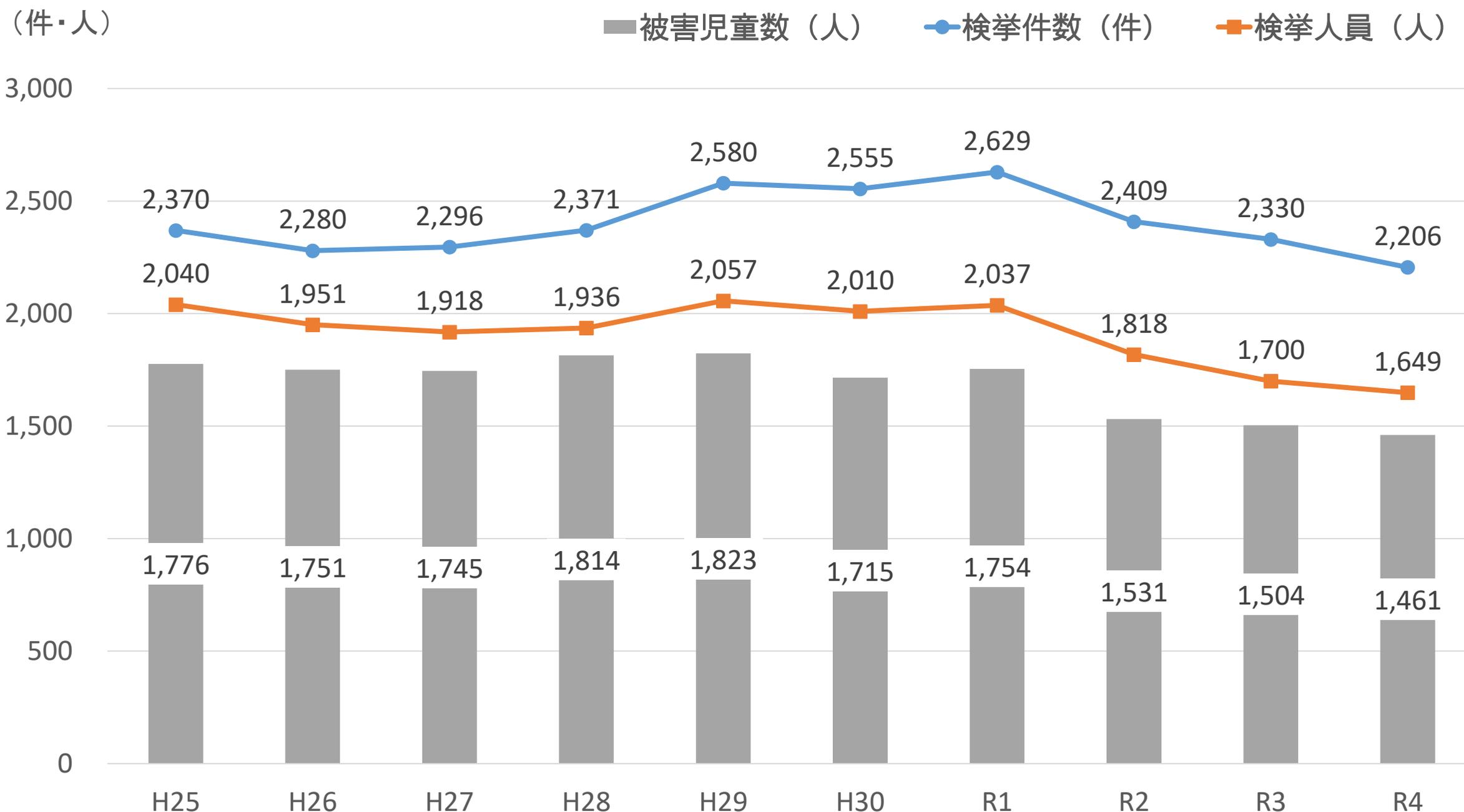


子供の性被害

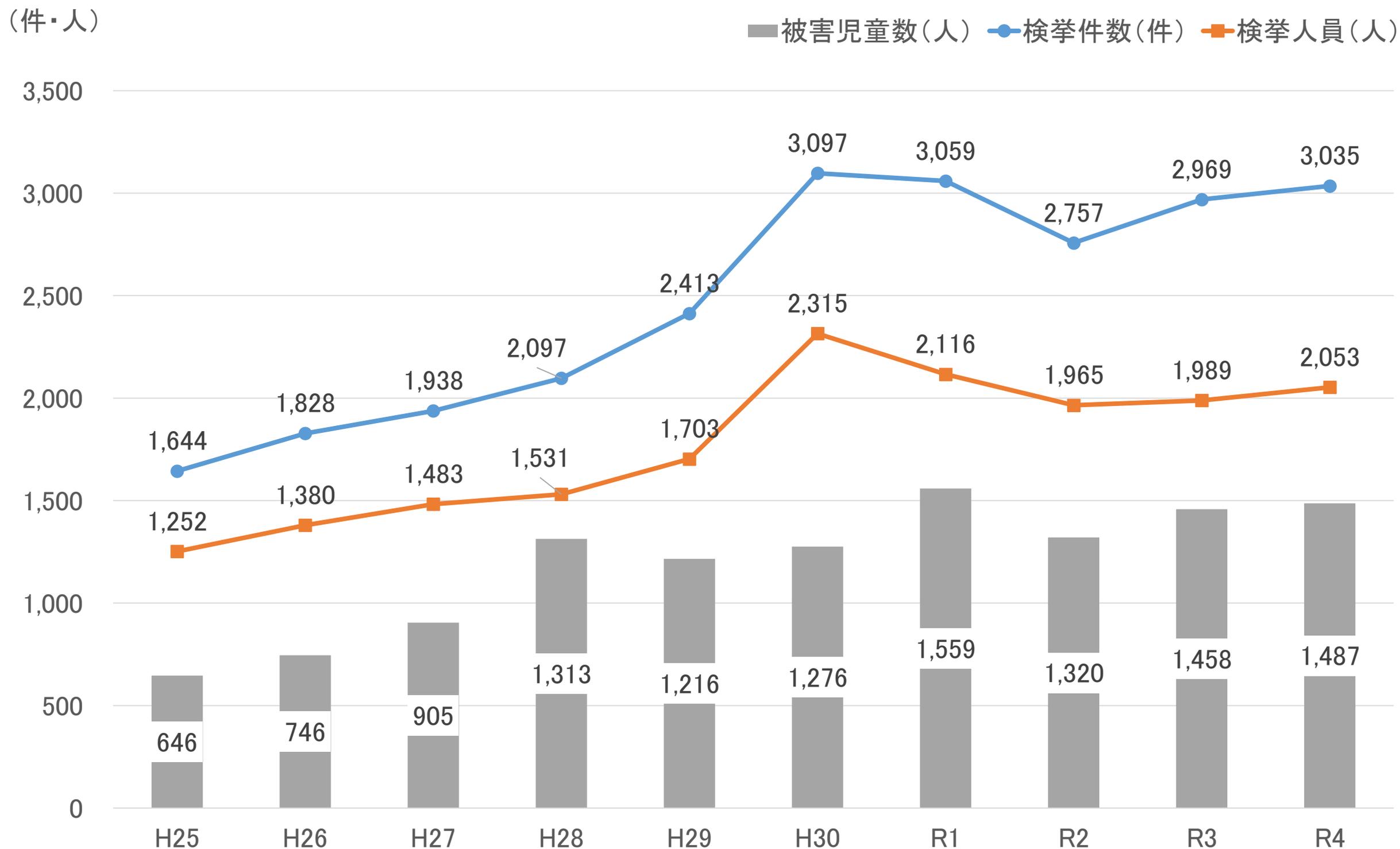
※ 「子供」、「児童」とは、18歳未満の者をいう。

【児童買春事犯等】 検挙件数・検挙人員・被害児童数の推移



令和4年における児童買春事犯等(児童買春、淫行させる行為(児童福祉法)、みだらな性行為等(青少年保護育成条例))の検挙件数・検挙人員・被害児童数は、それぞれ2,206件、1,649人、1,461人で、いずれも前年より減少。

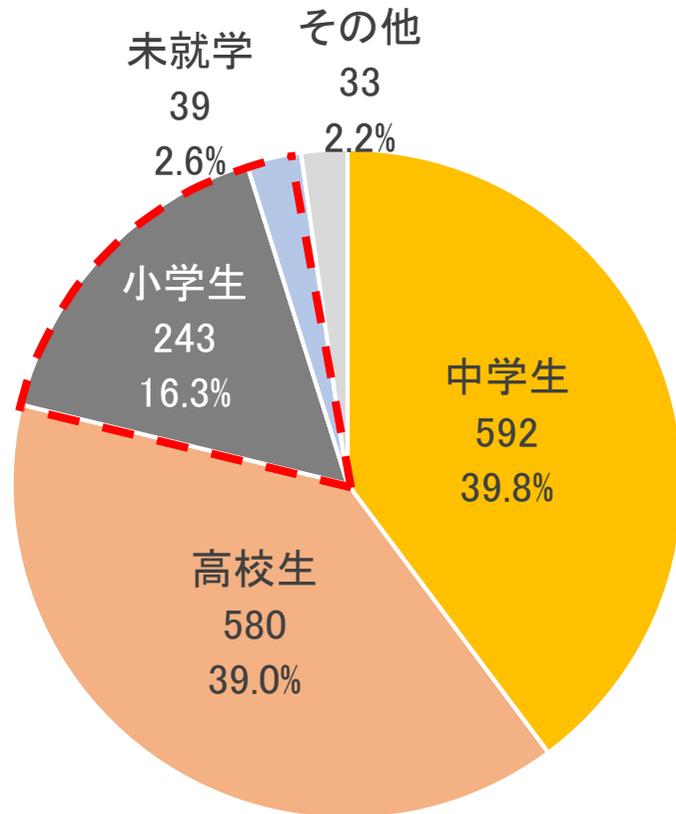
【児童ポルノ事犯】検挙件数・検挙人員・被害児童数の推移



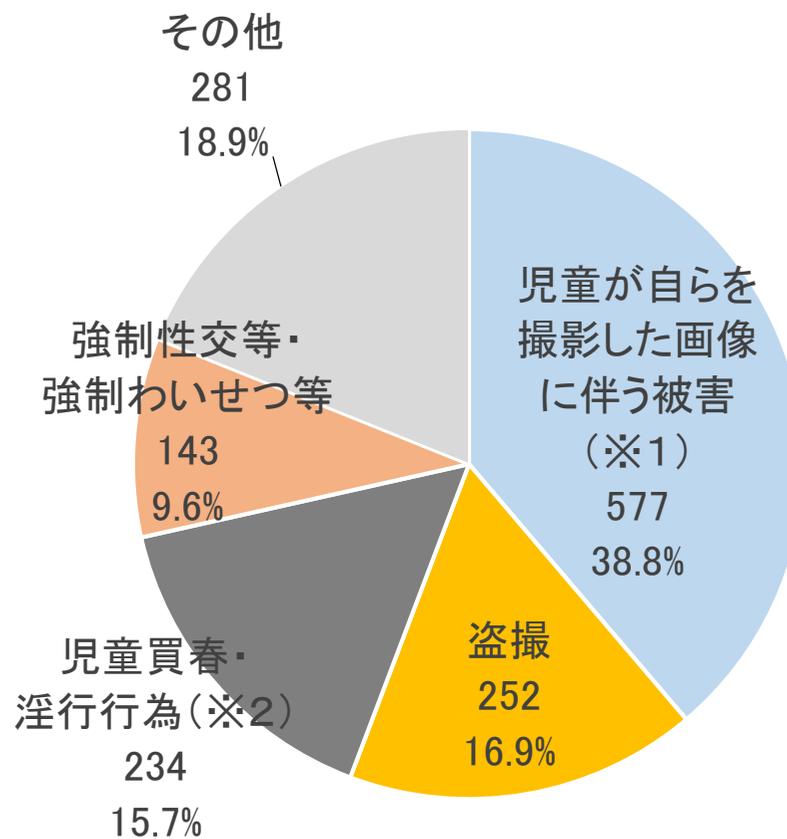
令和4年における児童ポルノ事犯の検挙件数・検挙人員・被害児童数はそれぞれ3,035件、2,053人、1,487人で、いずれも前年より増加。

【児童ポルノ事犯】 被害児童の学職別・被害態様別の割合

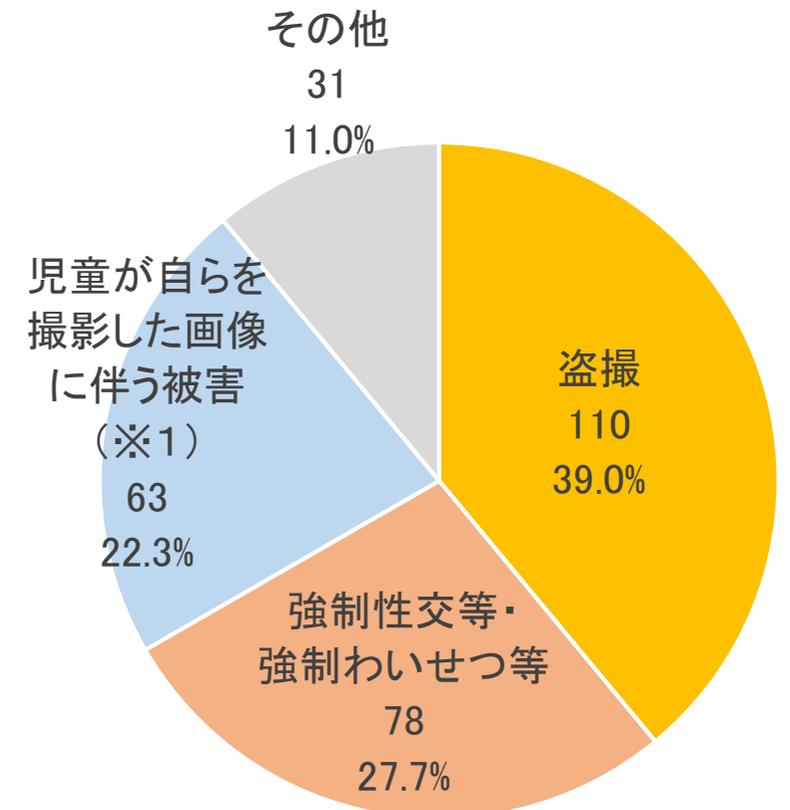
被害児童(1,487人)の学職別割合



被害児童(1,487人)の被害態様別割合



低年齢児童(282人)の被害態様別割合



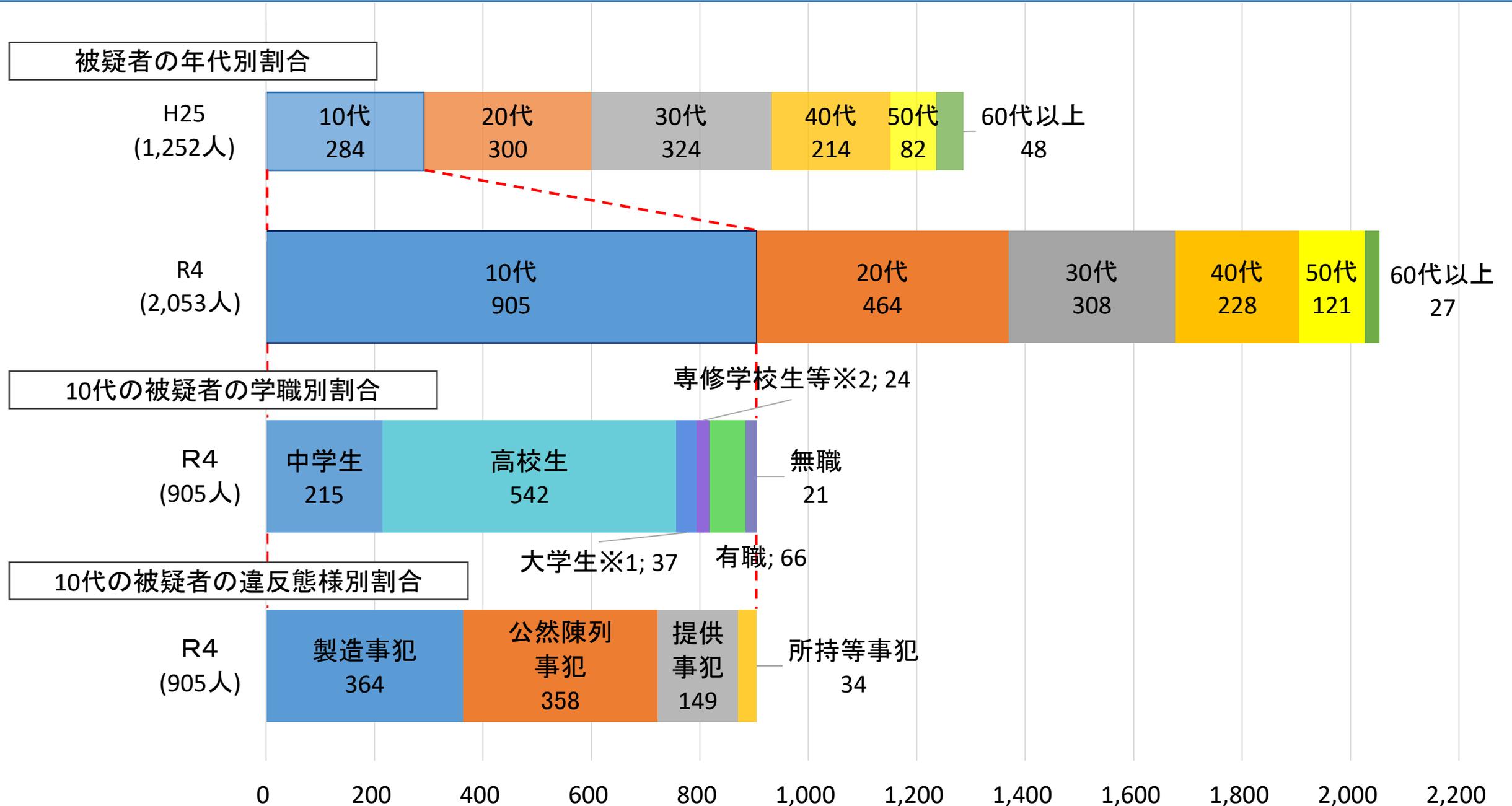
※1 「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」は、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の被害をいう。

※2 「淫行行為」は、「青少年保護育成条例(淫行行為)」をいう。

構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とは限らない。

令和4年における児童ポルノ事犯の被害児童の学職別割合では、中学生が最多となった。被害児童の被害態様別割合では、児童が自らを撮影した画像に伴う被害が最多で、全体の38.8%を占める。低年齢児童の被害態様別では、盗撮が全体の39.0%を占める。

【児童ポルノ事犯】 被疑者の年代別・学職別・違反態様別の割合

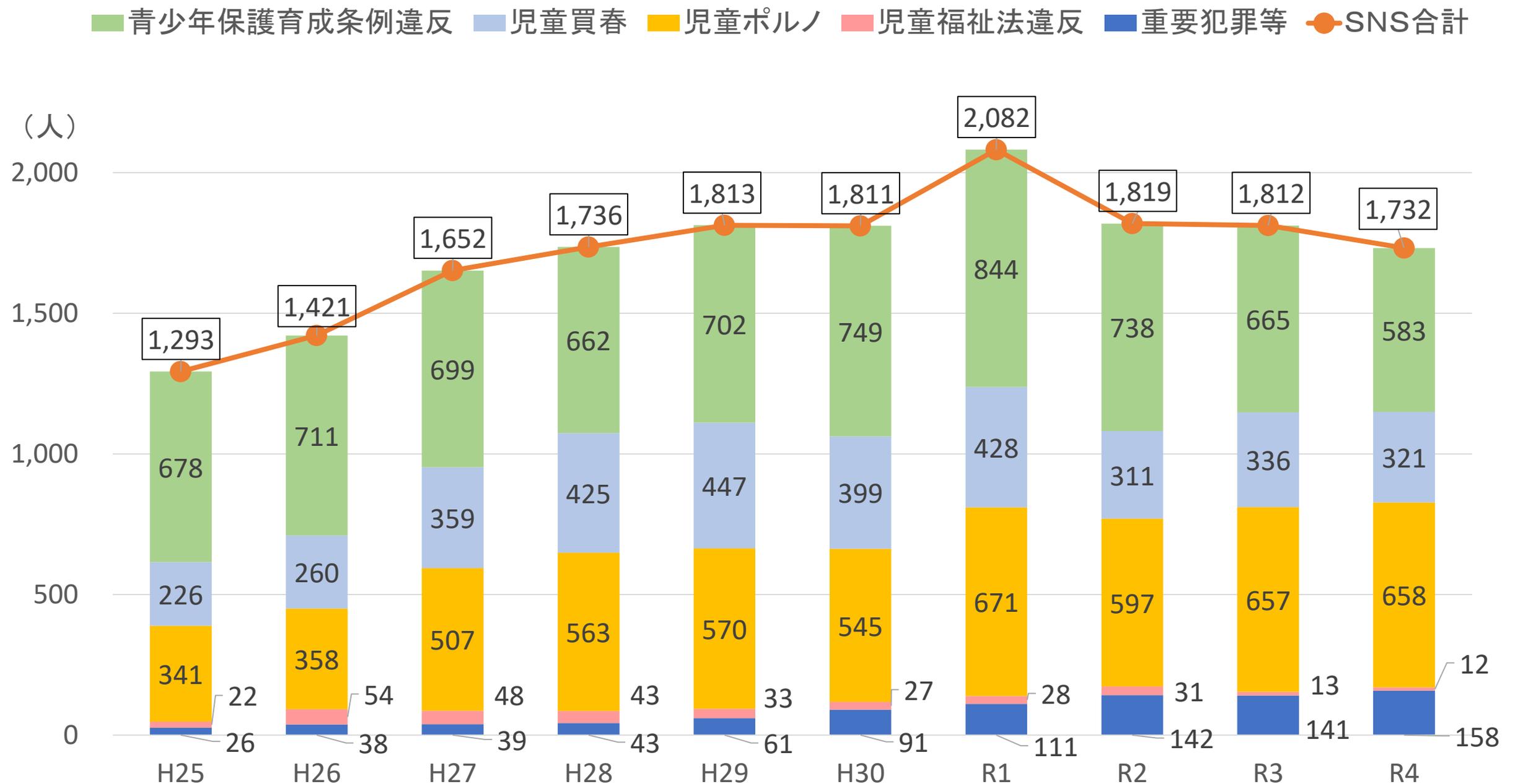


※1 「大学生」には、高等専門学校の4年生・5年生の学生を含む。

※2 「専修学校生等」とは、学校教育法第124条の専修学校の生徒及び同法第134条の各種学校に在学している者をいい、予備校生、公共職業能力開発施設において職業訓練を受けている者を含む。

令和4年における児童ポルノ事犯の被疑者の年代別割合では、10代が最多で、平成25年と比べ621人(219%)増加した。10代が全体に占める割合は、平成25年は22.7%であったが、令和4年では44.1%を占める。10代の被疑者の学職別割合では、高校生が最多で、全体の59.9%を占める。10代の被疑者の違反態様別を見ると、製造事犯が最多で、全体の40.2%を占める。

【SNSに起因する事犯】 罪種別の被害児童数の推移



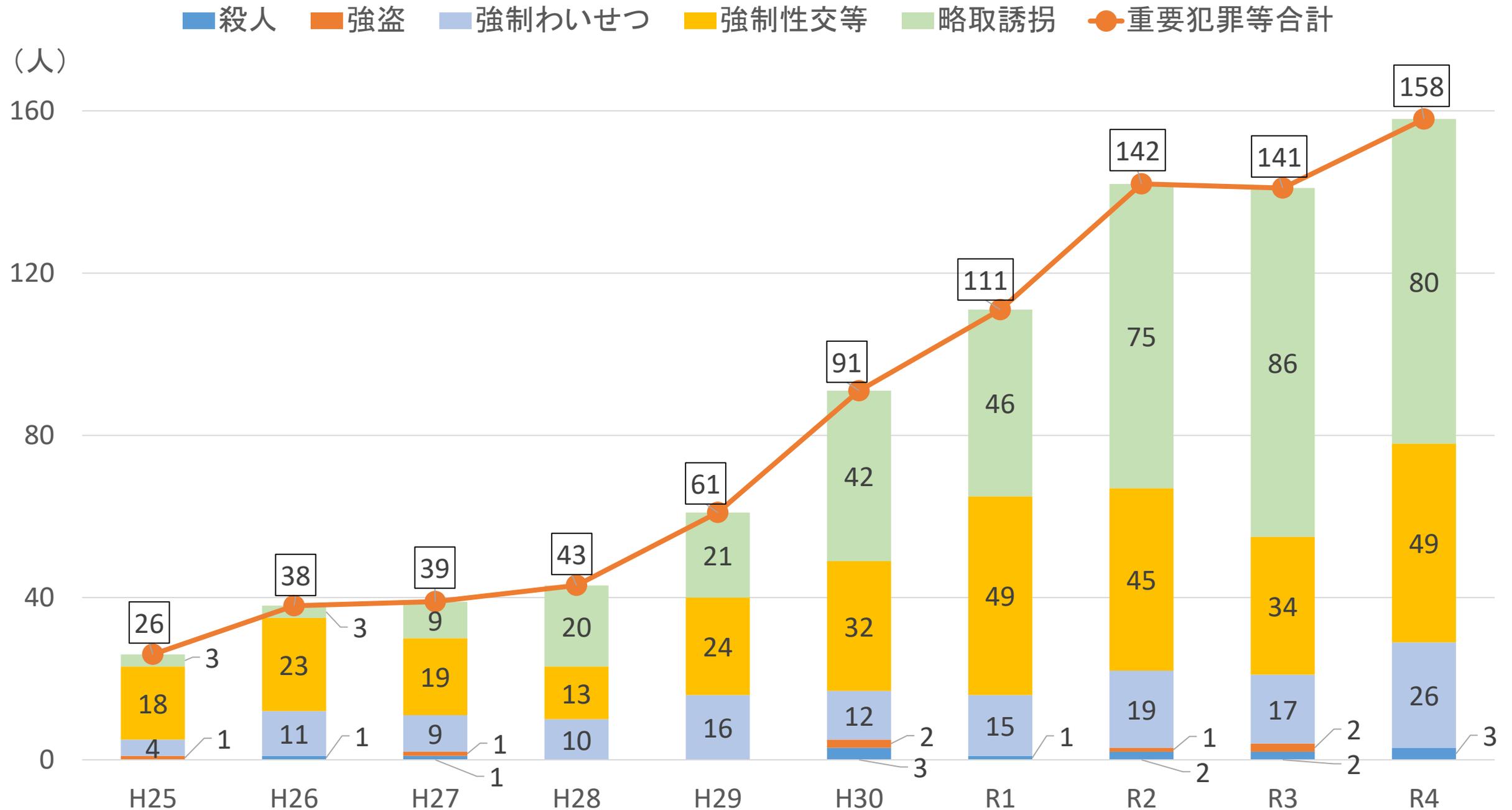
※ SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁)

令和4年におけるSNSに起因する事犯の被害児童数は、1,732人であり、前年からは4.4%減少したもののおおむね横ばい状態であり、依然として高い水準で推移している。

【SNSに起因する事犯】重要犯罪等の被害児童数の推移



※ SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)

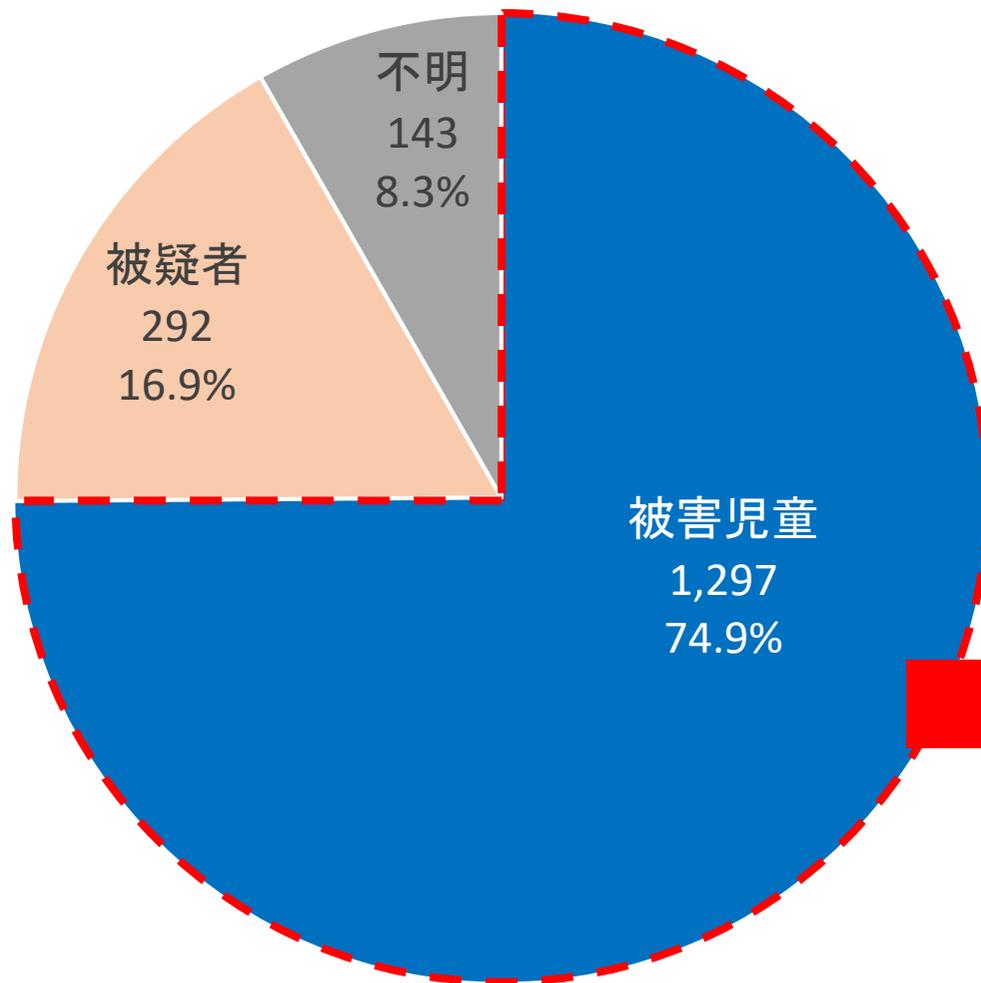
※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁)

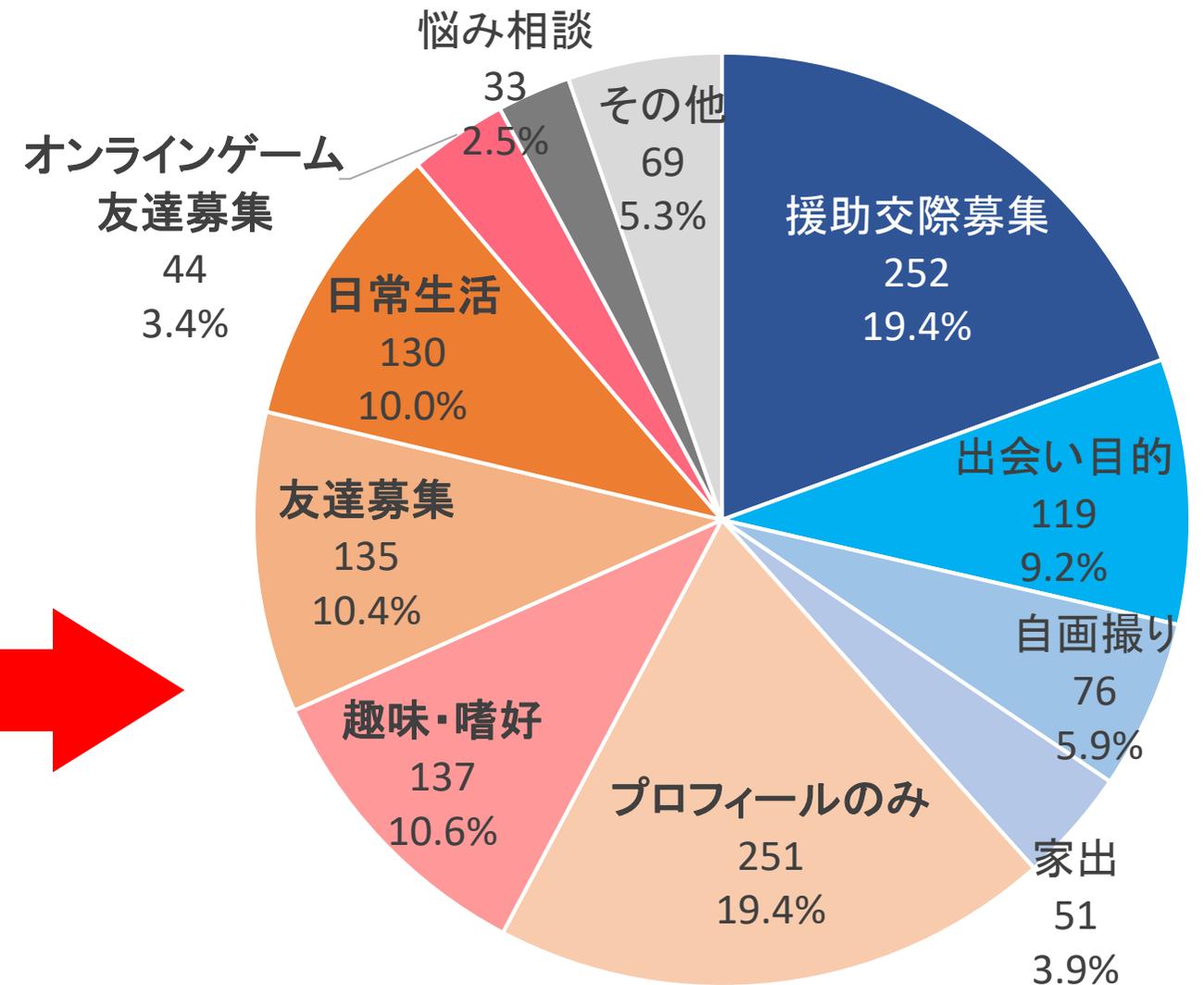
令和4年におけるSNSに起因する事犯のうち、重要犯罪等の被害児童数は、158人であり、前年から12.1%増加した。

【SNSに起因する事犯】最初に投稿した者と投稿内容の内訳

最初に投稿した者



被害児童(1,297人)の投稿内容の内訳



※ 投稿には、文章や画像、動画のほか、ライブ配信等を含む。

※ 投稿内容は、被害児童からの聞き取りによるもの。

※ SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁)

構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とは限らない。

令和4年におけるSNSに起因する事犯の被害児童と被疑者が知り合うきっかけとなった最初の投稿者の割合は、被害児童からの投稿が74.9%を占める。被害児童の投稿内容の内訳は、「プロフィールのみ」や「趣味・嗜好」、「友達募集」、「日常生活」、「オンラインゲーム友達募集」で半数以上(53.7%)を占める。